

# 欧州ICカードシステム事情報告

アイデンティティとプライバシー

第4号 2008年11月

日本ICカードシステム利用促進協議会

## はじめに

「欧州 IC カードシステム事情報告」は、日本 IC カードシステム利用促進協議会（JICSAP - Japan IC Card System APplication council）が会員サービスの一環として会員向けに無料発行する四半期報告です。2008 年 1 月より新たに刊行しました。

IC カードシステムを行政 / 公共分野、金融分野等で社会インフラ的に利用することの先進地域である欧州での利用事情を中心に紹介します。

報告の執筆は、JICSAP よりドイツ、ジュッセルドルフ在住の長澤 健司氏に委託しております。報告内に表現された事実の評価或は意見に関する部分は、特に注記の無い場合は、執筆者である長澤氏のものであり、必ずしも JICSAP を代表するものではありません。

報告内容に関するご質問、或いは報告で取り上げるテーマに関するご要望が、ございましたら、是非、事務局までご連絡賜りますようお願いいたします。

JICSAP 事務局  
TEL 03-5259-8296  
katoa@jicsap.com

**発行人** 日本 IC カードシステム利用促進協議会  
(JICSAP - Japan IC Card System APplication council)

**執筆** コンサルタント 長澤 健司氏

**発行月** 1 月、4 月、7 月、11 月

**著作権について** この刊行物の著作権は、日本 IC カードシステム利用促進協議会に属します。無断での転載を禁じます。

# 目 次

## アイデンティティとプライバシー

1. ヨーロッパのプライバシー情報
  - 1.1 ヨーロッパやドイツのプライバシー情報の取扱い
  - 1.2 ヨーロッパの基本的な個人情報の考え方
  - 1.3 今年発覚したドイツのプライバシー侵害
  - 1.4 イギリスにおける ID 窃盗の被害
  
2. 日本におけるプライバシー情報の取扱い
  - 2.1 成田空港での両替
  - 2.2 成田空港行きのリムジンバス
  - 2.3 成田など日本への入国時の税関審査
  
3. 日本において求められるもの

## アイデンティティとプライバシー

昨年の後半くらいからだろうか、日本の空港に着く前に機内で細長い税関の申告用紙が配られるようになった。このシステムが導入された当初は、一人でもしくは外国人と共に税関検査場を通る時は何度かこちらからは書類を出さず、また職員からも指示されないまま審査場を通過できたこともあった。

揺れる機内で書いているので、文字はかなり乱れており、また外国人が書くローマ字の筆記体の場合、OCR で読み取るとはまず不可能と思われる。一体、日本国税関では、この膨大な量の手書きによるプライバシー情報をどのように処理しているのだろう。成田のバゲージ・クレームではうるさいほどにスピーカーでこの用紙の提出を促しており、現場の係員も最近では無条件で要求するようになっている。しかし実際には係員は誰もパスポートに印刷されている氏名やその番号そしてフライト情報と、用紙に書かれているはずの情報が同じであるかどうかをチェックしていない。

日本の国際的な表玄関において行われていることは、残念ながら「何のため」ということがよく分からない、不正確なプライバシー情報の大量収集である。ほぼ無限といってもよいデジタル・データの保管容量・技術と検索技術の進歩は、プライバシーを含む情報に関心を持つ組織や企業にとっては大きな魅力だ。しかし今の日本の現状は不確かな個人情報的大量収集である。ユーザーへの負担と入力に関わるコストは膨大だが、そこから得られるものは何かははっきりしない。

個人がしっかり自分の情報を管理しないと - 個人情報を与えるべきかどうかを含めて、その個人が、ひいては社会そのものが、簡単に脆弱なものになる可能性を秘めている。

解決策は、国が ID カードを発行し、必要と考えられるプロセスでは必ずそのカードで本人確認を行うことだ。個人も ID カードの提示や提出が本人確認であり、かつ個人情報の一部または全部の提供への同意となることを理解することだろう。

### 1. ヨーロッパのプライバシー情報

日本とヨーロッパでは、アイデンティティやプライバシーに関する考え方や処理の仕方がかなり異なる。簡単にいえば、ヨーロッパは、まず個人の特定 - アイデンティティの確認作業から何事も始まる。そのために、個人に対して国が同じデザインのアイデンティティ・カード (ID カード) を発行し外出時の所持 (携帯) を義務付けている。あら

ゆる公的な手続きや銀行口座の開設、(携帯)電話の加入などでは必ずこの ID カードの提示 - 本人かどうかの確認が、もう何十年も前から窓口で義務化されている。

国民誰もが知っており所有している ID カードを示すことにより、そこに書かれている個人情報記録するかどうかは別にして、まず窓口において本人であることを主に写真と年齢から確認してから、公的なもしくは企業にとっての正式な手続きが始まる。

銀行で現金を下ろす際にも、今ドイツの銀行では最大で一日当たり 1,000 ユーロまでしか ATM では引き出せない。しかし、ID カードを営業時間内に窓口で示せば、口座にあるだけの現金を引き出すことができる。役所においては、昔から住民票を一つとるのにも、まず ID カード (邦人の場合、日本国が発行したパスポート) の提示を求められている。

定期預金を組む時も、時に ID 確認がなされる。自分の口座なのに、係員とは何年も知り合いなのに、規則としてパスポート (ID カード) を持ってこいというのである。多分、隔年ごとの ID 確認が当局により求められているのであろう。印鑑と通帳もしくはキャッシュカードと PIN (暗証番号) さえあれば、というわけにはいかないのである。

ヨーロッパでは個人を特定してから、ほぼすべての手続きが始まる - ID カードの提示により、本人確認と事務処理に必要なプライバシー情報の提供が行われ、それに基づいて手続きがなされることが長く社会の前提となっているのである、イギリスを除いて。

### 1.1 ヨーロッパやドイツのプライバシー情報の取扱い

行政においても、ビジネスにおいても、最終的には個人もしくはユーザー情報の集積と加工 - プロファイルの作成が、業務の成果に大きな影響を及ぼす。また、近年における情報機器の劇的な低価格化とストレージ容量の無限大化、そして検索技術の発展は、企業だけではなく、行政機関においても、より多くの個人に関わるあらゆるデータを集める方向に向かわせている。目的が明確でないまま取りあえず収集している可能性もあるが。

ヨーロッパでは 1995 年にプライバシー情報の取扱いに関する EU 指令 95/46/EC が発効し、これをベースに加盟国で国内法がそれぞれ整備されてきた。ドイツでは、すでに総計で 400 を超えると言われるほどのプライバシー保護に関する関連法が成立している。

基本は、プライバシーを守りつつ、その自由な加工や処理・流通を認める、ということだ。そして、プライバシー情報を与えるかどうかの決定は個人に委ねられている。個人の同意 (ID カードの提示や約款へのサインなど) を得ない収集や活用は違法であり、個人につ

いての間違った情報は訂正されなければならないことになっている。そして重大な違反には刑罰が課せられる。

そのうえに、ドイツではさらに「プライバシーの保護とは、企業や組織が個人データを利用するプロセスでその人が持つプライバシーの権利にダメージを与えないように個人を守る」ということを基本としている。最終的に守ろうとしているのは人である。

本人の承諾を得たうえで個人データを集めターゲットとなる集団やマーケットに対してよりキメの細かいサービスを提供し、効果的なマーケティングに使うことは、IT 社会においては、行政にとっても民間企業にとっても当然のことである。年々安くなる IT 機器や高度な検索サービスなどは、官民双方にとっても巨大なデータベースの構築と運営を魅力的なものにしている。組織や企業は、適正なデータプロセスを経て、IT 環境やセキュリティを強化し、社内や社外に対して不適切な個人情報の開示がなされないような対策を取り、さらにそれらを文書化することが各種のデータ保護関連法や規則で要求されている。

現在、ドイツにおける一定規模を超える組織や企業では、Privacy Officer を置くことが義務付けられている。内部の人間を任命しても、外部の組織に委託してもかまわない。この Privacy Officer は、内部の人事情報が不正に利用されていないかどうか、組織が収集している顧客データの取扱いや活用において、プライバシーやデータ保護法に違反していないか、そして電話やデータの転送、インターネットなどで違法な行為がないかどうかをもチェックすることになっている。IT 社会になり、膨大な個人情報が蓄えられるようになっており、Privacy Officer は IT についても必要な知識を持ち、その保管や適正な利用についても注意を払わなければならない。

## 1.2 ヨーロッパの基本的な個人情報の考え方

need-to-know という言葉にヨーロッパにおける個人情報に対する考え方は集約されている。何らかのプロセスにおいて個人情報が必要な人・部門だけが、必要な部分の情報の閲覧・利用を許される、ということである。

余分なプライバシー情報を持つことは、管理にお金と時間がかかるため、必要なとき必要な個人情報だけを扱うように官民ともに努力している。大型の個人情報のデータベースがあっても、それにアクセスできる資格のある人は限られており（アクセス・コントロール）しかも部門によって使える情報も制限されているのである。この need-to-know 方式により、個人情報の不正利用を防いでいる。

また、役所や企業・組織に個人情報を与える個人も、少なくとも建前上はそれによる利益と不都合を理解したうえで、ID カードの提示や契約書に署名するなどにより個人情報の保管・利用に同意したことになっている。自己責任ないし自己の確立が信頼に足る社会を作るベースになっているのである。

そしてこの原則を破った者に対しては、刑事罰ないし罰金となる。ちなみにドイツでは、重大なプライバシーの侵害行為があったと認定されると、最低 €25,000 から最大で €250,000 までの罰金となる。もちろん、このほかに当該企業や組織には、顧客やユーザーの信頼を失うというもっと大きな損失が見込まれる。

個人情報の保護規則に対する違反とは、簡単に言えば、それを集める際に約束したことと異なる取り扱いをすること、及び本人の承諾なしにその人に関する情報を収集し利用することである。

### 1.3 今年発覚したドイツのプライバシー侵害

大手食品安売りチェーン Lidl で2年以上前から、外部の探偵を雇い店内に隠しカメラを設置して従業員の休憩時間の会話を録画し、時には従業員を尾行してその友人関係まで調査していたことが発覚した。

このケースでは、連邦のデータ保護観察監が違反を認定し、Lidl 社に対し（複数の店舗で行われていた）総額で€1,462,000 の罰金が先月課せられた。会社側は非を認め控訴せず、全額を支払う予定である。

Lidl の場合、ブランド名は一つだが各地のスーパーはそれぞれが独立した企業であるため、個々のプライバシー侵害度により、罰金が異なり、総額で上記のような金額となったのである。

ドイツ・テレコムにおいても、携帯電話会社の顧客データベースがハッキングされやすい状態にあったことが発覚している。また、前総裁の時代には、一部役員やジャーナリストの電話が、内部の者の手引きにより外部の調査会社により盗聴されていた疑いが出てきている。現在、連邦検察庁が動いているようだが、まだ容疑者の起訴には至っていない。

日本のように大量の個人情報が不正に外部に持ち出される、というケースは聞かない。ハッキングに対し万全の対策を取っていないことはよく非難されている。それは、個人情報を取り扱う人は必ずそのための研修を受けており、受講者はサインを要求される。従

って、不正行為を行ったものがまず犯罪行為として罰せられる仕組みになっているからである。

#### 1.4 イギリスにおける ID 窃盗の被害

ヨーロッパでは、イギリスのみが ID カードを発行していなかった。しかしその弊害が近年やっと認識されるようになった。ID 窃盗による被害の拡大が続くについに ID カードの導入が議会で決まった。まず本国以外で本年から配布が始まっている。イギリス本土では、2009 年から配布されることになっている。

もちろん、イギリスにも Data Protection Act（個人情報保護法）は存在する。ID 窃盗は違法な犯罪行為である。しかし、犯人はなかなか捕まらない。また被害にあった人たちの損害の回復は比較的早くなされるが、二次的な被害 - 信用情報(credit rating)の訂正は簡単にはなされていない模様である。\* [www.e-victims.org.uk](http://www.e-victims.org.uk)

ID 窃盗とは、要するに本人に「成りすまし」た第三者が本人のプライバシー情報を用いて、金銭を引き出したり医療行為を受けたり、借金をつけまわすことである。

イギリスには APACS や、CIFAS、IFSC など 金融機関を中心にした様々な ID 窃盗に対抗する組織がある。その中の一つ、Identity Theft Organization が発行した最近の資料では、イギリスにおける ID 窃盗による被害額は、年間約 12 億ポンド、円に換算すると年間約 2,400 億円とされている。( £1 ¥200 として計算 ) 大陸の国々ではすでに長く ID カードが利用されているため、このような事件は少なく統計も出ていない。

\*[http://www.identity-theft.org.uk/cms/assets/Cost\\_of\\_Identity\\_Fraud\\_to\\_the\\_UK\\_Economy\\_2006-07.pdf](http://www.identity-theft.org.uk/cms/assets/Cost_of_Identity_Fraud_to_the_UK_Economy_2006-07.pdf)

## 2. 日本におけるプライバシー情報の取扱い

近年日本においても、プライバシーの重要性が認識されてきている。しかし、イギリスと同じく ID カードがなく、記載されたデータと ID の照合も行われていない。個人情報の信頼性や取得手段、収集目的などがはっきりしない場合が多い。

またプライバシー・マークが制定されて何年にもなるが、そのマークを使っている企業からの個人情報の漏洩が起きている。しかもそのような企業や組織に対して事件後もマークの利用が許されていたりする。ヨーロッパでも日本のマークと似たようなものが検討されているが、その審査過程はかなり厳しいものである。



## 2-1 成田空港での両替

両替のために窓口に出された現金には、それを出した人のマークがついているわけではない。従って窓口でわざわざ申請用紙に住所・氏名を書く必要がどこにあるのか、その目的は何なのかわからない。しかも書かれた情報が本当に正しいのかどうかチェックしておらず、余計な手間をかけて集めた情報は一体どのように処理されているのか。

ヨーロッパでは両替所は空港だけではなく、主要都市の鉄道駅や有名なショッピング街にもある。通常、係員は一人で端末を操作して業務を行う。成田のように、一々後部に座っている上司が決裁印を押すこともない。カウンター上のビデオカメラ一台で十分なのである。

need-to-know の原則からみると、受け取った現金にアイデンティティ・マークはつけられないのだから、両替所で（正確ではないかもしれない）個人情報を取る必要は全くないのである。

## 2-2 成田空港行きのリムジンバス

吉祥寺からよくリムジンに乗っていたのだが、その小田急バスの窓口で事前に予約しようとする、用紙に住所・氏名・連絡先・フライト情報を書けとのこと。なぜたかがバスの予約でそこまで必要なのか。飛び込みで乗った人には何も尋ねていないのである。本当に予約の際に必要なこととは到底思えない。憤慨した筆者は一度も正式に予約したことはないのだが。

降りる場所（ターミナル）は荷物を預ける時に確認している。途中の交通事情により遅れる可能性も理解している。それで問題ないではないか。フライト情報を与えたら、何らかの事情でバスが遅れた際には飛行機の出発を遅らせることができるのか。もし予約者だけにそのような特典を与えたら、同じ料金を払っている当日乗りの人に対する差別ではないか。

しかも、人が折角書いた用紙は、箱に投げ込むだけで、入力している様子もない。いったいバス会社は何のために個人情報を集めているのか。集めた情報はバスがでたあと、もしくは飛行機がでたあと、ちゃんと廃棄しているのだろうか。もしくは、入力して保管しているとしたら、そのことを用紙に書き込む時に客に正しく伝えているのか。少なくとも申込用紙にはなにも書かれていない。

## 2-3 成田など日本への入国時の税関審査

昨年後半からだと思うが、細長い黄色の用紙を機内で配り入国者全員に記入させ提出を要

求するようになった。しかし現場の職員は、パスポートと記載されたシートを全く照合していない。つまり、膨大な数のプライバシー情報を収集してはいるが、それがどの程度正しいものなのかどうかは不明だ。

写真1及び2にあるように、税関が要求しているのは全てプライバシー情報である。しかも大方の入国者は、税関に申告するようなものは持っていないのが普通だろう。税関は一体なんのために大量のプライバシー情報を必要とするのか。入国審査で個人の管理は全部できているはずなのである。しかも新しいパスポートでは、来日した外国人は顔写真と指紋まで取られている。税関の申告用紙は、申告するものがある人だけが書けばよいことだろう。need-to-know 及び need-to-do である。その割合は、せいぜい全入国者の数パーセントといった程度ではないか。



写真1 右側が邦人用の、左側が外国人用の税関申告書

日本の税関は、一体なんのために入力コストや保管リスク・コストを伴う個人情報データを大量に集めようとするのか。もし情報漏洩が起こったら、理論上世界中の人達に謝罪することになる。そんなことが本当にできるのか。

日本の表玄関において税関に求められているのは、動物や機械を使つての密輸品の摘発は当然として、故国に戻った邦人と折角来日した外国人に不愉快な思いをさせずに、しかし厳しく不正に何かを持ち込もうとする人を見抜く専門家 - 目利きとしての能力だろう。

国を挙げて海外からの観光客年間 2 千万人を目標に呼び込もうとしているのに、なぜわざわざこんな面倒くさいことをさせるのか。 少なくとも、ヨーロッパの国に日本から行く時は、このような煩わしい作業は必要ではない。

用紙が小さくしかも機内での筆記のため、文字はかなり乱れている。 毎回いやいや書いているビジネスマンも多数いるだろう。 アルファベットなどいろんな書き方があり、しかも揺れる機上で書いているのだから、OCR で読み取ることは不可能だろう。

The image shows two pages of a customs declaration form. The left page is for foreigners and the right page is for Japanese citizens. Both pages contain sections for personal effects, prohibited articles, restricted articles, and duty-free allowances.

**外国人用 (左側):**

- ※ Description of Personal Effects**
  - Alcoholic Beverages
  - Cigarettes
  - Tobacco Products
  - Perfume
  - Prohibited Articles (1-5)
  - Restricted Articles (1-2)
  - Duty-Free Allowance for Non-residents

**邦人用 (右側):**

- A 欄より、記入してください。(申告は正確に!)**
- ※ 入国時に携帯して持ち込むものについて、下記の表に記入してください。**
- 申告表** (Table with columns for Item Name, Quantity, Unit, and Value)
- 日本への持込みが禁止されているもの** (Prohibited items)
- 日本への持込みが制限されているもの** (Restricted items)
- 免状範囲(価値員を除く)** (Duty-free allowance)

写真 2 税関申告書の裏面、左側が外国人用、右側が邦人用

もう一点、この申告書について指摘しておく。 写真 1 にあるように邦人向けの用紙では、内容の正確さを求めるために署名を要求している。 しかし外国人用のそれには、(写真 1 の左側のもの) 署名欄はない。 外国人は出鱈目を書いても罰則の適用を受けないのであ

る。なぜ、邦人に対してのみ面倒な理不尽な要求をするのか。

### 3. 日本において求められるもの

ヨーロッパにおいては、プライバシー情報は、need-to-know が基本となっている。仕事上、事務手続き上、必要最小限の個人に関する情報を取り、それ以外は見て、必要があればさらに質問などで本人を確認することになっている。

プライバシー情報は基本的な人権を構成する重要な情報であり、個人の同意 - ID カードの提示と確認により、手続き上必要な情報のみを入力し、あるいは確認して業務を遂行するのである。

日本の税関がやっている大規模なそして不正確かもしれない個人情報の大量収集は、本来の目的である不正な輸入や不法な品物の持ち込みの摘発とは関係のないことである。そしてヨーロッパ的に考えれば、日本の税関は個人情報の収集に関する基本的な理念や法律的な背景を知らず、さらに個人情報を抱え込むことのリスクを理解していないのではないのか。銀行やバス会社も同様である。ユーザーも事業者も、余計な手間・コストをかけて得られるものは、情報漏洩というリスクだけではないのか。

イギリスの人口は日本の約半分である。その中で、昨年だけで推計約 2,400 億円の ID 窃盗による被害が出たとされている。倍の人口の日本では一体どれほどの額になるのだろうか。既に何年も前から、外国人による日本のパスポートの成りすまし取得や、未婚者が勝手に結婚したことになっていたり、老人が知らぬ間に養子縁組を何回も繰り返されたり等のアイデンティティに関わる犯罪が多発している。振り込め詐欺も年金問題も、元をただせば似たようなものだ。

この状態を打開する最善の策は、国がまず ID カードを発行することしかないだろう。行政サービスを受けるにも、企業からのサービスを受けるにも、まず正当な本人であることをお互いに納得するという作業を、手続きの中に組み込む必要がある。

正確な個人情報が正しく使われることは、社会の維持費を最終的には下げることになるはずである。

日本には既に偽造が困難な ID カード - 「住基カード」がある。開発費用は既に何年も前の国家予算で償却されており、導入はすぐに可能なのである。まず導入して、必要と思われるプロセスでは必ずこのカードによる本人確認を行うことだ。

IT 社会において個人情報を守るということは、国家が発行する信頼できる ID カードにより、各個人がそれを与えてよいかどうかを判断すべきなのである。正確な個人情報の記載されたドキュメントは、最終的には社会基盤の維持管理コストを低下させる。

ヨーロッパのプライバシー情報の管理・保護策が絶対善かどうかはわからない。しかし、その考え方や守ろうとする意欲・努力や手法は、日本の参考にはなるだろう。そのベースが、個人の ID カードであることも。

以上

#### 追記

筆者は、NHK の三宅アナウンサーが朝 7 時のニュースで、にこにこしながら雅子様のご懐妊について話していた場面を忘れられない。彼 = NHK は、「他の大手メディアが発表しているので、NHK も報道することにした云々」と放送した。ご懐妊され 2 週目云々。

ドイツでこのニュースを見ていて非常に驚いた。雅子様にはプライバシーはないのか、そして NHK は事実かどうか分からないことは他社が言っているかどうかで判断するのか、と。

2 週間である。公人である皇太子様ご夫妻の動静はかなり公になっている。2 週間前にお二人がどこにいたのかも分かるのである。雅子様もそして皇太子様も、驚き狼狽し、日本のマスコミに絶望したのではないか。